

2011年6月3日

国家公務員制度改革関連四法案の閣議決定にあたって（談話）

全日本教職員組合(全教) 書記長 今谷賢二

政府は、6月3日、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」「国家公務員の労働関係に関する法律案」「公務員庁設置法案」「国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」からなる「国家公務員制度改革関連四法案」を閣議決定しました。

1948年にマッカーサー指令により一方的に剥奪された公務員の労働基本権が、回復への一歩をすすめたということは、この間の私たちの運動の一定の反映であり、歴史の節目にあると考えます。

全教は、全労連公務員制度改革闘争本部（以下、闘争本部）の一員として、公務員制度改革推進本部（以下、推進本部）に対して、公務員の労働基本権の回復が憲法と国際基準に則ったものとなるよう求めて、4月5日の「国家公務員制度改革基本法に基づく改革の『全体像』について」（以下、全体像）の本部決定以後、交渉を繰り返しおこなってきました。

とりわけ、労働組合の事前承認制度、管理運営事項の取り扱い、在籍専従期間の上限規制、賃金決定原則と民間賃金調査のあり方、協約締結事項にかかわる内閣の事前承認問題、仲裁制度における一方当事者による開始、人事公正委員会の位置付けと機能などにかかわる問題についてなど、全体像の段階で大きな問題と指摘した内容について、閣議決定された法案がほぼ全体像の枠内に収まり、私たちの主張が生かされなかったことは大いに不満の残るものです。

この間のCEART勧告が指摘しているように、社会的対話としての誠実な交渉・協議こそが「自律的労使関係」を確立するうえでは不可欠なはずですが、しかし、推進本部の対応は、時間こそかけるものの、私たちの主張に理解を示しつつも、労使関係制度については何ら法案に反映しなかった点は、とても誠実な交渉・協議と評価できるものではありません。

全教は、引き続き、国会における法案審議をとおして、法案の改正を求めてとりくみをすすめていくものです。

また、教職員に関わる労働基本権回復の課題については、いまだに交渉の入口に立っていません。最終交渉において、園田内閣府政務官に対し、地方公務員課題について、総務省三役への強い働きかけを要請したところですが、教職員については国と異なる複雑さがあり、1日も早く、文科省も含めた交渉・協議が開始されるようとりくみを強化し、教職員の労働基本権回復の課題が国に遅れることなくすすめられるよう、全力を尽くすものです。

以 上